

# 答 申

## 1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年7月25日30嘉鞍保第7162号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

## 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、「人権救済申立に関する調査協力依頼書」に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、調査室嘱託弁護士の氏名及び連絡先については、条例第14条第1号第1項に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

## 3 審査請求の趣旨及び経過

### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年7月1日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年7月25日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年7月26日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年9月10日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

## 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

弁護士による調査については、審査請求人の申出により実施されているため、弁護士氏名の公開をする必要があると思われる。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

調査室嘱託弁護士の氏名及び連絡先は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者等によって当該個人の調査室嘱託としての業務や通常の弁護士業務等に支障を来すような行為がなされることが否定できず、当該個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第14条第1項第1号に該当すると判断し、不開示としたものである。

## 6 審議会の判断

### (1) 本件個人情報内容及び性格について

「人権救済申立に関する調査協力依頼書」について

福岡県弁護士会では、会内に人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済の申し立てを受けた事件について、調査を行ったうえ、人権侵犯が認められた場合には、事案に応じて警告・勧告・助言・協力といった適宜の救済措置をとることとされている。

「人権救済申立に関する調査協力依頼書」は、福岡県弁護士会が、審査請求人による人権救済申立を受け、調査の要否を判断するために実施機関へ事実関係等の照会を行うために発出した文書であり、申立事実の概要や照会事項等が記載されている。

### (2) 本件個人情報の条例第14条第1項第1号該当性について

#### ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

#### イ 該当性の判断

福岡県弁護士会が実施する人権救済申立という制度は、救済を申し立てる者の申出によって調査等を行うものであり、弁護士会で当該調査を担当する者の氏名と連絡先を当該申出人に伝えることが必要な場面があるという可能性も否定できない。

よって、該当性の判断を行うにあたっては、審査請求人の主張にもあるように、「人権救済申立に関する調査協力依頼書」に記載された内容は、審査請求人自身が弁護士会へ行った申立に係る調査に関する情報であり、開示されたとしても本号に規定する審査請求人以外の個人の正当な利益を害することはないという考え方も、当然想定されるところである。

しかしながら、本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、「人権救済申立書に関する調査協力依頼書」に記載された弁護士名及び連絡先を開示することにより、審査請求人が、当該関係者と実施機関との間のやりとりの内容について、その詳細を確認したいとして、当該関係者の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をすることで、調査室囑託としての業務や通常の弁護士業務に支障を来すおそれは否定できない。

したがって、この情報を開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。